

米軍航空機の低空飛行に関する意見書

昨年末以降、慶良間諸島、本島北端の辺戸岬、大宜味村内上空、金武町沖等で、米空軍嘉手納基地所属MC 130J特殊作戦機による低空飛行が相次いでいる。

我が国固有の領土である尖閣諸島の領有権をめぐる中国が今年2月に「海警法」を施行するなど、緊迫化する尖閣情勢をにらんだ訓練増による、あらたな県民の負担が懸念される。

沖縄防衛局関係機関から「米軍に対して、航空機の運用にあたっては、最低安全高度に関する日米合同委員会合意を遵守するとともに、より沖合で訓練を実施するなど、周辺住民に与える影響を最小限度にとどめるよう申し入れを行っている。引き続き米側と連携を図りながら、今後とも安全面に最大限の配慮を求めて、地元の皆様に与える影響が極力小さくなるように求めてまいりたい。」との説明がなされたところである。

しかしながら、米軍の訓練空域ではない民間地上空での米軍航空機の低空飛行は、県民の平穏な生活を乱し、県民の不安と懸念は一層強まっている。

よって、本村議会は、県民の生命と財産、平穏な生活を守る立場から、度重なる米軍航空機の低空飛行に対し厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう、強く要望する。

記

1. 米軍航空機による傍若無人な低空飛行を中止すること。
2. 航空機の航行の安全等を定めた航空法を適用できるよう「日米地位協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律」を廃止し、日米地位協定を抜本的に見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年6月18日

沖縄県国頭郡今帰仁村議会

宛先 内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 沖縄及び北方対策担当大臣
沖縄防衛局長